

ナイジェリア連邦共和国
電力鉄鋼省
科学技術省
ナイジェリアエネルギー委員会
地方電化庁

ナイジェリア連邦共和国
太陽エネルギー利用マスタープラン調査
報告書

第4巻 ジェンダー／人間の安全保障

平成19年2月
(2007年)

独立行政法人
国際協力機構(JICA)

八千代エンジニアリング株式会社
株式会社レックス・インターナショナル

ナイジェリア連邦共和国
太陽エネルギー利用マスタープラン調査

ファイナルレポート
目次

- 第1巻 要約
- 第2巻 主報告書（マスタープラン）
- 第3巻 パイロットプロジェクト
- 第4巻 ジェンダー／人間の安全保障
- 第5巻 太陽エネルギー技術研究開発アクションプラン
- 第6巻 太陽エネルギー利用啓蒙普及活動実績

序 文

日本国政府は、ナイジェリア国政府の要請に基づき、同国太陽エネルギー利用マスタープラン調査を実施することを決定し、独立行政法人国際協力機構がこの調査を実施いたしました。

当機構は、平成17年6月から平成19年2月まで、6回にわたり八千代エンジニアリング株式会社国際事業部の西川光久氏を総括とし、同社と株式会社レックス・インターナショナルの団員から構成される調査団を現地に派遣いたしました。

調査団は、ナイジェリア国政府関係者と協議を行うとともに、計画対象地域における現地調査を実施し、帰国後の国内作業を経て、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、本プロジェクトの推進に寄与するとともに、両国の友好・親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終わりに、調査にご協力とご支援を戴いた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成19年2月

独立行政法人国際協力機構
理事 伊沢 正

独立行政法人
国際協力機構
理事 伊沢 正 殿

伝達文

ここに、ナイジェリア連邦共和国太陽エネルギー利用マスタープラン調査報告書を提出できることを光栄に存じます。

八千代エンジニアリング株式会社及び株式会社レックス・インターナショナルによる調査団は、独立行政法人国際協力機構との業務実施契約に基づき、平成17年6月から平成19年2月にかけて、ナイジェリア国においてパイロットプロジェクトの実施を含む6回の現地調査と、関係する日本における国内調査を実施いたしました。

調査団は、ナイジェリア国政府及び関係機関の職員との十分な協議のもと、調査結果を基に太陽エネルギー利用にかかるマスタープラン、研究開発アクションプラン並びに啓蒙普及活動アクションプラン等本報告書に取りまとめましたのでご報告いたします。

ナイジェリア国政府関係者ならびにその他関係機関に対し、調査団がナイジェリア国滞在中に受けたご好意と惜しみないご協力について、調査団を代表して心から謝意を表明いたします。

また、独立行政法人国際協力機構、外務省、経済産業省及び在ナイジェリア国日本大使館に対しても、現地調査の実施及び報告書の作成にあたって、貴重なご助言とご協力をいただきました。ここに、深く感謝申し上げます。

平成19年2月

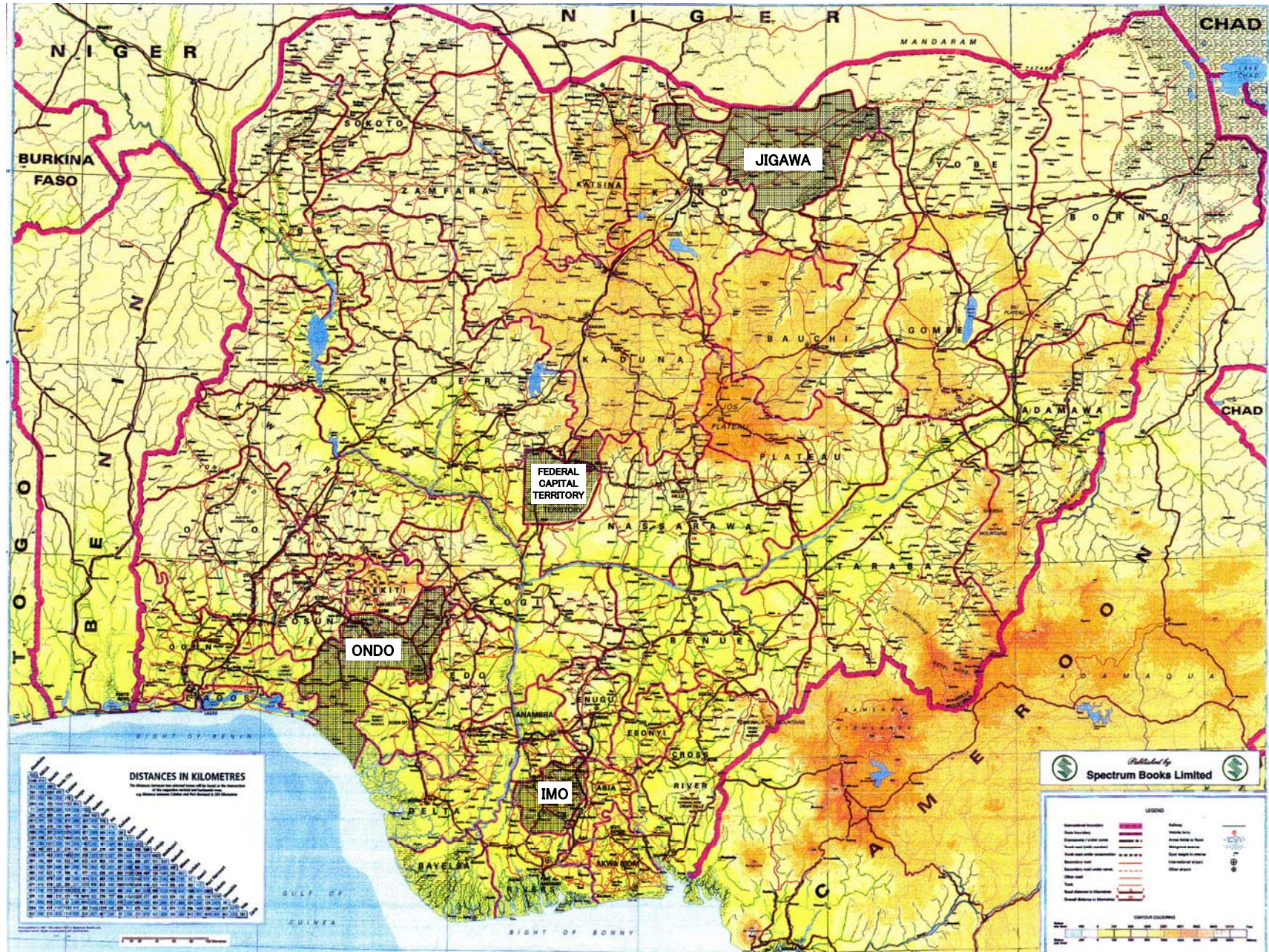
ナイジェリア連邦共和国
太陽エネルギー利用マスタープラン調査団
総括 西川 光久

ナイジェリア連邦共和国
太陽エネルギー利用マスタープラン調査

ファイナルレポート
(第4巻 ジェンダー／人間の安全保障)
目次

位置図／図表リスト／略語集

第1章	ジェンダー	1-1
1.	ジェンダー問題の概要	1-1
1.1	課題の現状	1-1
1.2	WID から GAD、ジェンダー主流化へ	1-1
2.	本プロジェクトにおける太陽光発電とジェンダー	1-3
2.1	「ナ」国におけるジェンダー	1-3
2.2	プロジェクト対象地域におけるジェンダー	1-6
2.3	パイロット村落における電化の便宜	1-7
3.	太陽光発電とジェンダー	1-9
3.1	他事例にみる太陽光発電とジェンダー	1-9
3.2	女性のエンパワーメントへの寄与	1-10
3.3	配慮すべき事項	1-13
第2章	人間の安全保障	2-1
1.	人間の安全保障とは	2-1
1.1	人間の安全保障に係る考え方	2-1
1.2	他ドナーにみる人間の安全保障	2-2
2.	地方電化と人間の安全保障	2-4
2.1	人間の安全保障7つの視点と地方電化	2-4
2.2	レベル別、分野別にみた人間の安全保障と電化	2-5
3.	「ナ」国における人間の安全保障	2-6
3.1	人間の安全保障への脅威	2-6
3.2	「ナ」国政府の取組み	2-7
3.3	「ナ」国における人間の安全保障	2-8



ナイジェリア連邦共和国 調査対象地位置図

図のリスト

- 図 2-1 「ナ」国における人間の安全保障への脅威
図 2-2 NEEDS の戦略を形成する 3 分野とその内容

表のリスト

- 表 1-1 クレジットへのアクセス
表 1-2 世帯主性別・学歴による平均世帯収入
表 1-3 男女別地域別の就学率・識字率
表 1-4 「ナ」国の保健に関する指数
表 1-5 選挙・任命による職位における男女別人数
表 1-6 各省庁のジェンダー問題への取組み
表 1-7 村落における男女の役割分担
表 1-8 パイロット村落における家庭内電化による便益
表 1-9 パイロット村落における家庭内電化による問題点
表 1-10 パイロット村落における電化を希望する公共施設
表 1-11 SELF プロジェクトにおける便益
表 1-12 JICA のジェンダー主要課題
表 1-13 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するために必要な活動
表 1-14 ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進に関する電化の寄与の可能性
表 1-15 電化と女性のニーズへの合致の例
表 2-1 人間の安全保障 7 つの視点と地方電化
表 2-2 レベル別・分野別の太陽光発電による裨益

略語集

C E D A W	Convention on Elimination of all forms of Discrimination Against Women (女性差別撤廃条約)
E C N	Energy Commission of Nigeria (エネルギー委員会)
F A O	Food and Agriculture Organization of the United Nations (国連食糧農業機関)
F C T	Federal Capital Territory (連邦首都圏)
F M O H	Federal Ministry of Health (保健省)
F M P S	Federal Ministry of Power and Steel (電力鉄鋼省) (電力鉄鋼省は2007年1月からエネルギー省へ改組された)
F M S T	Federal Ministry of Science and Technology (科学技術省)
G A D	Gender and Development (ジェンダーと開発)
J A E F	Jigawa Alternative Energy Fund (ジガワ州代替エネルギー基金)
J I C A	Japan International Cooperation Agency (国際協力機構)
N E E D S	National Economic Empowerment and Development Strategy
N P C	National Planning Commission (国家計画庁)
R E A	Rural Electrification Agency (地方電化庁)
R E F	Rural Electrification Fund (地方電化基金)
S E L F	Solar Electric Light Fund (太陽光発電基金)
S H S	Solar Home System (家庭用太陽光発電システム)
U N D P	United Nations Development Program (国連開発計画)
U N I F E M	United Nations Development fund for Women (国連女性開発基金)
U S A I D	United States Agency for International Development (米国国際開発庁)
W I D	Women in Development (開発と女性)
W H O	World Health Organization (世界保健機構)

第1章 ジェンダー

1. ジェンダー問題の概要

1.1. 課題の現状

人間中心の開発を持続的に進めていくためには、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進は不可欠である。そのための国際協力は、特に1970年以降、各方面で意識的に取り組まれるようになってきた。過去20年間に、教育や保健面でのジェンダー格差は、国や地域によって異なるものの世界全体で見ると縮小してきた。また女性の経済労働参加率も上昇し、さまざまな領域で女性の役割と貢献が認識されるようになった。

しかし、こうした改善にもかかわらず、依然として女性は男性と比べて社会的・政治的・経済的に不利な立場におかれていることが多い。例えば、教育面では教育を受ける機会がまだ限られており開発途上国の約9億人の非識字者の3分の2は女性である¹。また初等教育を受けられない1億3千万人の子どものうち60%が女兒である。健康面でも途上国の4分の1の女性が妊娠・出産に関連する健康上の問題を抱えており、毎年50万人近い女性が出産が原因で死亡している²。さらに、経済活動の場でも、職域や昇進機会が限られ、労働組合への加入率や賃金が低いなど、男性より不利な立場におかれている。加えて、女性はこれまでと同様家事労働、自家消費用の食糧生産、育児や介護など「賃金が支払われない労働」（無償労働）の大部分も担っているが、労働の負担に対して金銭的報酬は少ない。また法的に男女平等の権利が規定されていない場合が多く、たとえ規定されていても、慣習法により女性の土地所有権等の財産権、相続権などが男性と同等でない場合が多い。

一方で、女性のエンパワーメントが進んできた結果でもあるが、これまで表に出てこなかった女性に対する家庭内暴力（ドメスティック・バイオレンス）、レイプ、紛争下の女性への暴力、名誉犯罪／殺人、持参金関連の暴力、女兒殺害と出産前の性的選別における男児優先等、女性の人権や健康を侵害する慣習と伝統に関する問題意識が高まっている。

このような状況を改善するためには、社会・政治・経済的分野におけるジェンダー格差解消に向けた取り組みを総合的に押し進めていくことが必要である。国際的にも1975年のメキシコ会議を皮切りに、一連の世界女性会議を通じ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要性が提唱されてきた。最近では、2000年9月の国連総会において採択された「ミレニアム宣言2000」を出発点として合意された「ミレニアム開発目標（MDGs）」において、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進が8つの目標のうちの重要な一つと認識されている。途上国に対する国際協力においても、緊急で重要な課題として意思決定の場への女性の参画を促進し、性差別的な制度や慣行を是正し、女性の自己決定権を保証する取り組みを開発の重要な目標に含める努力が必要となっている。

1.2 WID から GAD、ジェンダー主流化へ

1970年代、「開発と女性」（WID）という概念が提唱され始めた。WIDは経済開発において、特に女性に公正な便益がもたらされず、時には負の影響が大きく及んでいることに着目することから始まっている。1980年代になると各国の援助機関においてWIDに関する援助政策が打ち出されてきた。しかし、この時期のWID概念は、女性を開発の「対象」とし、男性とは別個に女性だけを対象にしたプロジェクトを行なうところに留まっていた。その結果、具体的な活動も、女性の

¹ 出所：世界教育フォーラム(2000)

² 出所：UNDP(1995)人間開発報告「ジェンダーと人間開発」

みを対象にした識字教育、職業訓練、母子保健活動、マイクロクレジット、小規模収入向上プロジェクトなどが大部分を占めた。地域レベルではこうした活動が女性にとって役立つものであることも確かであり、それらの活動が現在でもプロジェクトの重要な構成要因であることに変わりはないが、このようなプロジェクトが実施された結果、女性の負担が増えるという現象も多くみられる。

1980年代以降、開発途上国の女性NGOからこのようなプロジェクトに対する批判の声があがるようになった。すなわち、WIDプロジェクトの出現によって、女性に目が向けられたという点は評価されるが、「女性の問題」は社会におけるジェンダー関係によって生じるものであり、その根源を問わないWIDの考え方は根本的に問題を解決しないというのである。ここから「ジェンダーと開発（GAD）」というアプローチが提唱されていくようになった。

「ジェンダーと開発（GAD）」は、WIDが女性の参加と受益を増すことにより開発の効果を向上させることを目指していたのに対して、開発におけるジェンダー不平等の要因を女性と男性の関係と社会構造の中で把握し、両性の固定的役割分担や、ジェンダー格差を生み出す制度や仕組みを変革しようとするアプローチである。GADアプローチは、ジェンダー不平等を解消するうえでの男性の役割にも注意を払うとともに、社会・経済的に不利な立場に置かれている女性のエンパワーメントを重視する。GADアプローチを定着させる方法として、1995年の第4回世界女性会議以後、「ジェンダー主流化」が国際社会で重視されるようになった。

ジェンダー主流化とは、すべての開発政策や施策、事業は男女それぞれに異なる影響を及ぼすという前提に立ち、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、男女それぞれの開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていくプロセスである。

開発事業を進めるにあたり、男女の生活状況やニーズの違いを事業の計画段階で的確に把握し、実施の際に考慮することによって、開発援助をより効果的・効率的に実施できる。ジェンダー主流化のプロセスでは、女性と男性が平等に開発に参画しかつ便益を受け、不平等が持続しないよう考慮しながら、あらゆる分野を対象とした法律、政策・施策・事業を策定し、その実施状況をモニタリング・評価することが強く求められる。

従来ジェンダーの視点から中立と考えられてきた開発政策や事業が、結果として男性と女性に対し異なる影響をもたらす例もあるため、特に女性を直接に裨益の対象としない開発政策においてもジェンダーの視点に立って策定されることが重要である。エネルギー政策は一般的にジェンダーに中立であって、ジェンダーの視点から分析する必要がないと思われがちだが、実際には、エネルギー政策が女性と男性に対して異なる影響をもたらすことが報告されている³。例えば、大型水力発電ダム建設によって強制移住が生じた場合の影響は男女間で大きく異なり⁴、その他エネルギーの流通システム改善、電力供給網の拡大事業等は、ジェンダーの視点に立ったものでない限り、その恩恵は貧困層の女性に届かないばかりか、女性の状況をさらに悪化させる場合もある。また、家での仕事が多い女性は、燃料に関連した環境問題による影響を受けやすいという面もある。太陽光発電もジェンダーの視点からは中立と思われがちだが、それゆえに特にジェンダーの視点に立ってプロジェクトを立案していくことが重要である。

³ 出所：SIDA Equality Prompt Sheets -Energy Policy-

⁴ 例えばインドのナルマダ・ダムは10万人以上の強制移住を伴った大規模事業であるが、そこでは移住後に女性には生業の補償がなされなかったり、慣習的に有していた女性の土地所有権が認められなかったりしたことが報告されている。

2. 本プロジェクトにおける太陽光発電とジェンダー

2.1 「ナ」国におけるジェンダー

(1) 農業

女性は、農業セクターにおいて国内の食料生産の50%を担い、農産物加工の70%を担っているが、農業にとって重要な土地、クレジット、肥料・農薬等の重要な資源はほとんどが男性の所有するものとなっている。機械化または商業化された農業においては、女性は機械操作の技術がない等を理由に雇用されることが難しく、雇用されたとしても仕事の速度が遅いことを理由にその給与は男性よりも40%少ない額となっている(UNIFEM 2001)。

(2) 財産所有と収入

「ナ」国憲法の43条には、市民は等しく不動産を入手・所有することができることとされているが、実際には慣習法により女性は差別され女性が所有する土地は14%に過ぎない(National Agricultural Sample Census :NASC)。土地所有が難しいことから、銀行が貸し付けの際に求める担保が無く、そのために女性はクレジットの利用が制限されている。さらに教育程度の低さ、ビジネス規模の小ささ等女性特有の条件によって女性はさらに不利になっている。表1-1にクレジットへのアクセスを示す。北東地域及び北西地域において特に女性が不利な状況にある。

表 1-1 クレジットへのアクセス(%)

	Nigeria	Rural	Rural poor	Urban	Urban poor	North East	North West	North Central	South East	South West	South South
Male	10.1	9.6	6.6	11.2	5.5	6.3	8.2	13.9	8.3	13.9	8.9
Female	8.6	8.0	5.5	9.8	4.4	3.9	4.4	12.9	6.6	14.1	8.3

出所：National Bureau of Statistics (2006 Core Welfare Indicator Questionnaire Survey)

表1-2に世帯主の性別による収入を示す。女性世帯主の世帯では、その平均収入は男性世帯主である場合の54~69%に留まり、その差は学歴が上がるほど大きくなる傾向を示している。

表 1-2 世帯主性別・学歴による平均世帯収入(1998/99)

	(1)Male-headed [N/yr]	(2)Female-headed [N/yr]	(2)/(1) [%]	All [N/yr]
No education	3,078	2,129	69.2	2,897
Primary school	4,823	3,056	63.4	4,534
Secondary school	5,664	3,473	61.3	5,404
Post secondary school	8,219	4,473	54.4	7,757

出所：Federal Office of Statistics (Annual Abstract of Statistics, 2001 edition)

(3) 教育

1981年の国家教育政策(1995年、1998年に改正)により、「ナ」国は6-3-3-4制、すなわち小学校6年間、中学校、高校がそれぞれ3年間、高等教育が4年間という教育システムを採用し、初めの9年間を基礎教育と位置づけている。成人教育及びインフォーマル教育も教育制度の中に組み込まれている。

表1-3に男女別地域別の小学校就学率と成人識字率を示す。小学校就学率では、全国レベルでは男性が3.6%上回っている。都市と農村では、都市の貧困層において男女差が7.2%と大きな値を示している。地域別では北西地域において同じく男女差が7.2%となっている。成人識字率については、全国で男性73.0%、女性55.4%と大きな差が見られる。地域別では、北部の3地域において男女差がより大きい。

表 1-3 男女別地域別の就学率・識字率(%)

		Nigeria	Rural	Rural poor	Urban	Urban poor	North East	North West	North Central	South East	South West	South South
小学校	M	64.0	59.3	52.9	76.7	68.2	46.5	46.7	73.4	84.1	83.9	78.1
就学率	F	60.4	55.2	48.3	73.8	61.0	42.2	39.5	73.0	80.7	81.7	76.2
成人識	M	73.0	66.7	51.8	85.2	58.9	50.6	62.8	69.0	81.3	85.9	84.2
字率*	F	55.4	47.3	33.8	71.9	43.2	30.4	40.9	46.1	68.8	71.3	68.4

* 何れかの言語で読み書き可という定義による

出所：National Bureau of Statistics (2006 Core Welfare Indicator Questionnaire Survey)

(4)保健・医療

低所得国における平均寿命は女性 66.1 才、男性 62.1 才であるが「ナ」国ではそれを大きく下回り女性 47.4 才、男性 46.1 才となっている(統計局 2000)。この低い数値は、「ナ」国の保健施設・サービスの不備、エイズ、流行病、貧困、無知、有害な伝統的慣習等によっている。

「ナ」国は、10 万出産あたり 800 例という世界第 2 位の妊婦死亡率を示しており(FMOH, 2002)、1 年間に死亡する妊婦の数は 37,000 人にのぼると推定されている(WHO, 2004)。1999-2003 年の乳児死亡率、5 才以下の子供の死亡率は 1,000 出産あたりそれぞれ 100 例、201 例である。これらの高い死亡率は、保健サービスへのアクセスの悪さとサービスの質の低さ、特に農村地域における緊急医療制度の不備、乏しい知識と伝統的思想による男性の関与の低さと妊婦の食物のタブー、多産、一夫多妻制度、女性の低い地位、貧困、低い識字率等多くの要因によると見られている。

表 1-4 「ナ」国の保健に関する指数

Indicator	Value	Source
Maternal mortality (rate per 100,000 live births)	800	e
Infant Mortality (rate per 1,000 live births)	100	a
Under five mortality (rate per 1,000 live births)	201	a
Life expectancy at birth (male) (years)	46.1	b
Life expectancy at birth (female) (years)	47.4	b
Contraceptive prevalence rate (%)	8	a
Unmet need for family planning (%)	17	a
Adolescent fertility (%)	22	a
Girls married before 15 years of age(%)	25	a
Crude birth rate (per 1,000 population)	41	c
Crude death rate (per 1,000 population)	13	c
Antenatal attendance (at least once) (%)	62	d
Deliveries by trained persons (%)	34	d

Source: a 2003 National Demographic Health Survey (NDHS)
b 2004 Strategic country gender assessment (SCGA)
c 2003 Population Reference Bureau
d National HIV/AIDS and RH Survey (FMOH, 2003)
e Federal Ministry of Health (FMOH, 2002)

(5)社会参加

近年、公共及び民間の両セクターにおいて意思決定をする職位への女性の進出は進みつつある。現在女性の大臣は 2003 年には 19%を占めており、財務、環境、保健、教育等の分野で活躍している。2005 年には最高裁判所に初めて女性裁判官が登用された。しかし国会では上院・下院ともに女性議員は数%に留まっている(表 1-5)。

表 1-5 選挙・任命による職位における男女別人数

Post	1999			2003			1999	2003
	Male	Female	Total	Male	Female	Total	% of Women	% of Women
President	1	0	1	1	0	1	0%	0%
Vice President	1	0	1	1	0	1	0%	0%
Senate	109	3	112	109	3	112	3%	3%
House of Representatives	360	12	372	360	21	381	3%	6%
Governors	36	0	36	36	0	36	0%	0%
Deputy Governors	36	1	37	36	2	38	3%	5%
State House of Assembly								
Speaker	36	1	37	36	2	38	3%	5%
State House of Assembly	990	12	1002	990	23	1013	1%	2%
Cabinet Ministers	49	4	53	34	8	42	8%	19%
Local Govt. Chairman	NA	NA	NA	774	9	783	NA	1%
Councilor	NA	NA	NA	8810	143	8953	NA	2%
Permanent Secretary	NA	NA	NA	47	13	60	NA	22%
Senior Special Assistant	NA	NA	NA	9	6	15	NA	40%
Special Assistant	NA	NA	NA	17	17	34	NA	50%
Special Adviser	NA	NA	NA	18	2	20	NA	10%

出所：6th Periodic Report on the Implementation of the Convention for Elimination of All Forms of Discrimination Against Women (CEDAW)

(6)ジェンダー問題への取り組み

「ナ」国の各省庁のジェンダー問題への取組みは以下の通りである。

表 1-6 各省庁のジェンダー問題への取組み

省庁	取組み
女性省	1995年設立。女性の健全な開発とともに、子供の保護と参加促進にも取り組んでいる。スタッフ400名のうち約半数が女性、Directorは5名のうち3名が女性である。
教育省	UNICEFの支援により Universal Basic Education (UBE)のためのジェンダー政策を作成中である。
国家統計局	「ジェンダーと開発」ユニットは1995年の設置以来、データ収集にジェンダーの視点が反映されるように務めている。スタッフは6名(男性5、女性1)。
国家計画委員会	ジェンダー担当部局があり2名のスタッフがいる。「経済向上開発戦略におけるジェンダー主流化のためのマニュアル(Mainstreaming Gender into States' Economic Empowerment Development Strategy)」を女性省の協力のもとに作成した。
電力鉄鋼省(本件調査のC/P機関)	ジェンダーを専門的に扱う部署、ジェンダー政策は無いが、スタッフ採用・登用に関してはジェンダーの区別は全く無く本人の能力・資格に依っている。スタッフ842名のうち女性は35%である。上位職130名のうち女性は26%である。
科学技術省(同上)	ジェンダーを専門的に扱う部署、ジェンダー政策は無いが、スタッフ採用・登用に関してはジェンダーの区別は全く無く本人の能力・資格に依っている。スタッフ374名のうち女性は45%である。女性ではDirectorはいないが専門職は多数いる。
ナイジェリア・エネルギー委員会(同上)	ジェンダーを専門的に扱う部署、ジェンダー政策は無いが、スタッフ採用・登用に関してはジェンダーの区別は全く無く本人の能力・資格に依っている。スタッフ127名のうち女性は13%である(うち専門職は127名うち女性は15%、さらにその中でエンジニアは23名、女性は0%)。2006年9月にドラフト作成した国家エネルギーマスタープランにおいては、その作成メンバーに女性省の代表を加える等女性の視点を入れることには務めている。当委員会に属するヌスカ・エネルギーセンターにおいてはスタッフ84名のうち女性は27%(うち研究員は17名、うち女性が17%)。
地方電化庁(同上)	設立後間もないため現在、業務開始のために必要な人員98名の採用を進めている。採用に際しては、ジェンダーの区別は全く無く本人の能力・資格に依る。

出所:本調査団

「ナ」国でジェンダー問題に取り組む団体（Women's Rights Advancement and Protection Alternative）は、政府機関の取組み状況について、その報告書「ジェンダー主流化とジェンダー平等へのチャレンジ(Gender Mainstreaming & Future Challenges towards Gender Equality)」に以下の課題を挙げている。

- ・政府機関では一般にジェンダー意識は高いがそれを開発の中心課題とするには至っていない。
- ・調査対象とした 19 の政府機関のうち 16 機関においてジェンダーオフィサーまたは女性のオフィサーはいるが、政策に影響を与える地位にはいない。
- ・政府機関においては、ジェンダー主流化を実施するための政策・枠組みは十分でない。
- ・女性をターゲットとしたプログラムはあるが、必ずしもジェンダーの不公平に目を向けたものではない。
- ・国際機関等の開発パートナーは明確にジェンダーの枠組みを示すが、政府機関はそれに対応していない。

「ナ」国の「国家経済発展開発戦略(National Economic Empowerment and Development Strategy : NEEDS)」では主要な項目のひとつとして「人々のエンパワーメント」があり、その中では貧困削減、住居供給、雇用創出、青年のエンパワーメント、子供の福祉、セイフティ・ネットの増強の項目と並んで、「女性のエンパワーメント」が挙げられている。その中では、社会の全ての組織や機能において女性の参加を 30%に増やすこと、国連の「女性差別撤廃条約(Convention on Elimination of all forms of Discrimination Against Women: CEDAW)」の条項を実施すること、女性が小規模金融や他の貧困削減戦略を利用しやすくすること、教育機会を増大すること等が挙げられている。

上述の国連の CEDAW については、「ナ」国は条約の署名国として条項の内容の進展を定期的に報告する義務があり、2006 年はその提出年であるため女性省は報告書を作成した。そこでは法規制や各州における取組み等において改善された事項について詳しく述べられている。

2.2 プロジェクト対象地域におけるジェンダー

ジェンダー不平等を形成する要因はその国・地域の経済構造、政治、文化、社会、地理等の諸要因が複雑に絡み合ったものであることから、案件の対象となる女性・男性が公正な便益を享受できるよう、必要に応じ案件の計画段階において、受益者に関する情報、ニーズ、案件によりもたらされる影響等を性別に把握することが重要である。そのためにはまず受益者のジェンダーに関する現状を把握することが必要となる。

調査対象州における宗教に関する公式データを見出すことはできなかったが、調査団が実施した村落社会経済調査の結果から宗教の分布については以下のようにまとめられ、宗教がジェンダー事情にも影響を及ぼしていると考えられた。

ジガワ州ではいずれの村落においてもイスラム教である。オンド州ではどの村落においてもキリスト教徒が全体の 60-100%を占め、イスラム教徒がそれに次ぐ。イモ州では、全ての村落においてキリスト教徒が 95-100%と最も多く、それに次ぐのは土地固有の宗教でありイスラム教徒はほとんどいない。FCT ではキリスト教が主な宗教である村落、イスラム教が主な宗教である村落が半ばずつである。

調査対象村落における男女の役割分担については、以下のようにまとめることができる。いずれの州においても、男性が主な生計手段である農業（または少数ながら漁業）を主体的に行ない、女性はそれを補佐すると共に家事・育児と副業に従事するというのが基本的な形態と見られた。ジガワ州においては、女性は農場に出ることはなくその仕事の全てが家庭内とその周囲に限られているということに特徴があり、これはイスラム教の影響によると考えられる。また女性の居場

所は家庭とその近隣であることが原則であるためか通常女性の仕事とされている水汲み、薪拾いを男性が行なう点も他地域と異なる。なお薪拾いは特に女性には過酷な力仕事であるが、調査団が数か村で聞き取りをした結果からによると、薪拾いは家事労働の一部であるので当然女性の仕事であると男女共に捉えていた。

表 1-7 村落における男女の役割分担

州	主な民族	男性の仕事	女性の仕事
ジガワ*	ハウサ (Hausa)	農作業、水汲み、薪拾い、市場での農産物販売	家事と育児、農産物加工、縫製、スナック類製造、小規模商店経営、編物(マット、帽子等)
オンド	ヨルバ (Yoruba)	農作業、家畜飼育、薪拾い(少数の村落のみ)、漁業(川沿いの村落のみ)	家事と育児、水汲み、薪拾い、農作業、小規模商店経営、農産物販売
イモ	イボ(Igbo)	農作業	家事と育児、水汲み、薪拾い、農作業、農産物販売
FCT	コロ(Koro)、グバギ(Gbagyi)、グワリ(Gwari)、バサ(Basa)等	農作業	家事と育児、水汲み、薪拾い、農産物加工、農作業(収穫)

出所：村落社会経済調査の結果より作成

*ジガワ州でもカヌリ族(Kanuri)の村では、女性は家事・育児のほか、農作業、水汲み、薪拾い、物品販売(以上はKandil村、Jarmari村にて)、自分自身の畑の所有、村落活動への参加(以上はMarigadu村にて)等を行っており、ハウサ族の村とは女性の行動範囲が異なっている。またハウサ族が80%を占める村でも農作業、物品販売などにも従事したり、女性組織が落花生の搾油機を所有して女性が共同で搾油を行ったりしている例があった(Galadi村)。

2.3 パイロット村落における電化の便益

本マスタープラン作成の一環として、3州の各1村落において太陽光発電のパイロットプロジェクトが実施された。家庭に設置されたのは最小のタイプであるので、電気の使用は蛍光灯(2灯 x 4時間)、ラジオ(1台 x 2時間)程度に限られる。また3村落では、公共施設の電化としてそれぞれモスク、クリニック、集会場の電化が行なわれた。電化後約4ヵ月経過した時点で、各村落において男女各10名を対象に以下について聞き取り調査を行なった(付属資料:アンケート用紙参照)。

1) 家庭内の電化による便益

男女差がやや顕著であったのは「灯油購入が不要」をメリットに挙げた人が女性に多かったことであり、女性の方が家計に敏感であることが原因と考えられる。その他については男女で大きな差は見られない。男性の間でも家事が楽になったという人が多く、彼らはアイロンかけ、洗濯等を担っているとのことであった。

表 1-8 パイロット村落における家庭内電化による便益

		1.Light	2.Read	3.Sew	4. Radio	5. Switch	6. Children	7. New	8. House	9. Kerosene
Male	Jigawa	45	45	42	42	45	45	35	41	37
	Ondo	50	50	50	15	50	50	42	50	46
	Imo	50	50	50	15	50	50	42	50	46
	Average	48.3	48.3	47.3	24.0	48.3	48.3	39.7	47.0	43.0
Female	Jigawa	50	50	50	49	50	50	50	50	49
	Ondo	50	50	50	18	50	50	39	50	50
	Imo	50	50	50	15	50	50	42	50	46
	Average	50.0	50.0	50.0	27.3	50.0	50.0	43.7	50.0	48.3

注：各人に、各事項について5(大いに有り)から1(ほとんど無い)までの数値をつけてもらいそれを合計

「7.New activities」として、または従来の方が電化により便利になったとして挙げられた事項（括弧内は回答者数）

	Jigawa	Ondo	Imo
Male	Chat/discussion(2) Animal care(1)	Play with kids (1)	Process agricultural product (2) Discussion (1) Sell Product (1)
Female	Chat/discussion(4) Mat knitting(2)	Cooking at night (2) Starting a small business (1) Easy feeding to babies (2)	Cooking at night (1) Process agricultural product (3) Discussion (1) More visitors stay easier (1)

出所：当調査団

そのほか、電化した飲食店や、近くに街路灯が設置されたりしたという店では、客が増加し上げが伸びた⁵という報告がされている。

2) 家庭内の電化による問題点

電化による問題点については、大部分の世帯がほとんど問題は無いと答えている。問題として挙げられたのは以下の事項であるがその程度は軽微であるとされている。

表 1-9 パイロット村落における家庭内電化による問題点

	Jigawa	Ondo	Imo
Male	Increased expenditure(1) Increased work(1)	Increased expenditure(2) Increased work(1)	none
Femae	Increased expenditure(2)	none	Children's sitting up at night(1)

注：括弧内は回答者数

出所：当調査団

3) 公共施設の電化の要望

公共施設の電化希望について、男女共にモスクまたは教会、クリニック、街路灯の順という結果となり性別による要望の差は見られなかった。

表 1-10 パイロット村落における電化を希望する公共施設

		Mosque/ church	Clinic	Meeting Hall	School	Market	Street lights	Other
Male	Jigawa	44	34	28	45	27	40	Islamic school (3), Pump(1)
	Ondo	37	37	15	18	18	25	
	Imo	36	34	21	18	2	31	Pump(3), Village square (1)
	Average	39.0	35.0	21.3	27.0	15.7	32.0	
Female	Jigawa	44	41	29	43	28	42	Islamic school (1)
	Ondo	44	43	13	13	12	25	
	Imo	30	24	28	25	6	27	Pump(5), Village square (1)
	Average	39.3	36.0	23.3	27.0	15.3	31.3	

注：各人に、各施設の要望を5(大いに有り)から1(ほとんど無い)までの数値をつけてもらいそれを合計

出所：当調査団

4) 公共施設電化についての理由・期待事項

公共施設の電化の理由・期待事項については、男女共に、以下の事項を挙げた人が多くこれらにおいては性別による大きな差は認められなかった。

- ・モスクまたは教会では、早朝や夜間にも祈りが可能となる。

⁵ 近隣の村からも客が来るようになったため以前の1000N/日から1500N/日へ(オンド州)、閉店を以前の21-22時から23時にしたこともあり以前の3500N/日から5000N/日へ(イモ州)、それぞれ売上げが増加した例が報告されている。

- ・学校では、夜間も利用できることから、子供が宿題をしたり成人学級を開催したりすることが可能となる。
- ・集会場では、夜間の会合開催が可能となる。
- ・街路灯設置により子供の安全が確保される、また盗難防止に寄与する。

ジガワ州はイスラム教の地であるために、女性は、外出が許可されるのは夜間にのみであるが、その希少な機会である外出時に街路灯により安全が確保されることは大きな意味があるということとは多くの女性から聞かれた。



なお電化に伴う村落組織の形成により 4 名の雇用が創出されたが、パイロット村落がいずれも 2,000-5,000 人以上の人口を有するためその貢献度は微少である。

3. 太陽光発電とジェンダー

3.1 他事例にみる太陽光発電とジェンダー

「ナ」国においては、USAID の支援により設立された NGO、太陽光発電基金 (Solar Electric Light Fund: SELF) がジガワ州において太陽光発電による村落電化を実施している。それらの村落での便益について以下の報告があり、女性の小規模ビジネスに貢献している例が挙げられている。

表 1-11 SELF プロジェクトにおける便益

電化対象	男女両者への (または男女の特定不可の) 便益	女性への便益
街路灯(12 基)	<ul style="list-style-type: none"> ・村の入り口が明るくなったことにより、外部からの侵入者とのトラブルがなくなった。 ・夜の集会の開催が容易になった。 ・共同水栓付近が明るくなったことで、水を得るのが容易になった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜、街路灯の下での料理販売というビジネスを始めた。
クリニック (電灯・ワクチン保存用冷蔵庫)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師は夜多くの患者を診ることができ、医療行為も容易、安全となった。 ・ワクチンが長期に安全に保存できるようになった。 	
学校 (電灯)	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間に、成人学級を開設すると共に、子供の自習にも使えるようにした。 	
ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・手作業に比べ作業が楽になると共に、列を作って順番を待つ必要もなくなった。 	

	・以前より深い井戸からの汲み上げが可能となり水質が改善された。	
モスク	・夜の使用機会が増えた。	
床屋、仕立て屋等	・店内を電化して新しいビジネスを始めた人がある。	
家庭 (SHS)	・家でビジネス (マシン掛け等) がはかどるようになった。	・砂糖を小さな袋に小分けする仕事をしている女性の作業効率が3倍になった。
搾油機の導入		・落花生搾油機の導入で、女性の仕事が楽になり時間も短縮された。

出所：Solar Electric Light Fund (SELF) 'Final Report- Village Electrification Project in Jigawa State' より調査団が作成

太陽光発電とジェンダーに関する調査は、現在のところ多くはなされていない。限られたものではあるが以下の事例がある⁶。

バングラデシュの農村の例では、女性は、やるべき仕事は決まっているので電灯設置によって仕事の負荷が減ったわけではないが、柔軟度が大いに増したとしている（詳しい記述はないが、従来は日中に終わらせなくてはならなかった仕事が、夜間でも電灯の下でできるようになり、時間の使い方の自由度が増したという意味であるかと思われる。また仕事の量は同じでも効率が上がったと推測される）。

グアテマラでは太陽光発電を推進する団体が、夫が不在であっても妻が太陽光発電 (PV) 機器の維持管理をできるようにと女性に対して維持管理の講習を行なったところ、女性たちはそれらを習得したに留まらず失敗をしたり質問をしたりすることを恐れなくなったという事例がある。

一方で、PV が家庭に設置され、照明の下での読書やラジオ・テレビによる情報取得と娯楽の恩恵を受けるのは主に夫と子供たちであり、そのように夜遅くまで家族が起きていることにより増加する家事の負担は女性たちが担うことになるという事例もある。

太陽光発電とは別のカテゴリーの事項であるが、太陽熱調理器については、推進する動きがあるものの多くの課題があるとされている。ケニアでは実際に利用した人が、調理に時間がかかる、作りたい料理が作れない、家族全員分を作れない、日中の利用に限られる、動かし易いというメリットが盗まれ易いというデメリットにもなる等の問題を挙げている。また、かまどの火は家族の中核であり、それを廃止することはできないという意見も報告されている。

ウガンダではFAO/UNDPによる収穫後処理FAO/UNDPによる収穫後処理プロジェクトをきっかけに、農村の女性グループが太陽熱乾燥器でドライフルーツを生産し欧州へ輸出するまでになったという例が報告されている。

3.2 女性のエンパワーメントへの寄与

エンパワーメントとは、個人としてあるいは社会集団として、意思決定過程に参画し自律的な力をつけることである。JICAでは、JICAの主要課題として以下があり（表1-12）、それぞれの課題に取り組む際に、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するために必要な活動（表1-13）を実施することで、女性のエンパワーメントの達成が可能になるとしている。

⁶ 出所：Joy Clancy 'Gender Equity and Renewable Energies', February 2004（以降の3.1に挙げた全事例の出所）

表 1-12 JICA のジェンダー主要課題

課題	支援内容 (例)
1 貧困	貧困削減計画策定支援、地域総合開発計画、国家・地方行政（土地・法・行政改革支援）、農林水産・農山漁村開発、産業振興、中小工業開発、公共インフラ整備
2 経済活動	経済開発計画、農林水産業・農山漁村開発、工業開発、商業・観光、市場経済化支援
3 教育	基礎教育、中等教育、教育インフラ整備、カリキュラム支援、職業訓練、人材養成
4 健康	保健・医療行政、プライマリーヘルス、公衆衛生、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、HIV/AIDS、性感染症、女性に対する暴力
5 環境	環境政策、森林保全・管理、林業、水資源開発、生態系保全、海洋資源管理、農業・農村開発、土地利用計画、都市計画、都市交通、運輸交通一般、都市衛生、その他公共インフラ整備
6 平和構築	復興・開発支援、難民支援、緊急支援、平和教育
7 グッド・ガバナンス	法整備支援、国家・地方行政、政策支援、民主化
8 人権	法識字、法整備支援、女性に対する暴力、人身売買
9 情報	情報通信技術 (ICT)、情報化支援、統計整備、公共インフラ整備

出所: JICA「課題別指針 ジェンダー主流化・WID」平成14年8月

表 1-13 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進するために必要な活動

対策	具体的内容 (例)
1 ジェンダー平等を推進する政策・制度支援	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の置かれている状況や女性のニーズに十分配慮した、女性に不利益を与えない政策や制度・法律の整備を行う。 ・女性の相続や参加を認めないなどの差別的な制度・法律・政策の改正を行う。(積極的ジェンダー格差是正措置 (ポジティブ・アクション) 含む) ・政策・制度立案者 (男女双方) のジェンダーに対する意識を向上させる支援を行う。
2 女性の参画促進及び女性が参画しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定過程へ女性の参画を推進する。 ・女性の社会参画を妨げている文化・社会的制度や環境の改善を行なう。 ・地域社会での人権・ジェンダー教育、女性NGO 支援を含むジェンダーの視点に立った市民社会の形成を支援する。 ・社会の構造及び男女の意識改革とともに女性が参加しやすいような配慮と措置を行う。
3 女性の能力強化への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・識字教室や職業訓練等の各種研修機会の提供、情報へのアクセスの強化などにより女性のエンパワーメントを図り、女性が社会に参加できる能力を強化する支援を行う。
4 女性の実際のニーズへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・現実の生活の中で、既存の性別役割分業に基づいて女性が実際に必要とする水、医療サービス、生産資源、トレーニングなど女性を対象として供与する支援を行う。ただし、女性の戦略的ニーズに対処するための配慮も併せて行う。

出所: JICA「課題別指針 ジェンダー主流化・WID」平成14年8月

表 1-13 の 4 項目の各対策について、電化は以下のような寄与が可能である。

表 1-14 ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進に関する電化の寄与の可能性

対策	電化の寄与の可能性
1 ジェンダー平等を推進する政策・制度支援	ラジオ等を通じた情報提供による政策決定者と一般住民の意識向上
2 女性の参画促進及び女性が参画しやすい環境の整備	上に同じ
3 女性の能力強化への支援	研修時における電灯・コンピュータ等が利用による効果向上、インターネット利用による情報アクセスへの強化
4 女性の実際のニーズへの支援	ポンプ、電灯、医薬品冷蔵庫等の利用

出所: 本調査団

このことから表 1-12 の主要課題のプロジェクトを実施する際に、電化を組み合わせることで、女性のエンパワーメント達成度が向上すると期待される。2.1 に述べた「ナ」国の事情に鑑みた場合、電化と関連が深いと考えられるのは表 12 に示した 9 つの課題のうち特に以下の課題であるが、調査団による調査結果も踏まえ以下の太陽光発電の利用が考えられる。また太陽熱を利用した乾燥器・調理器も視野に入れた。

(1)経済活動

以下の事項のうち、「労働環境の改善」は、電化によるメリットが直接にまた短期間に現われ易いと考えられる。一方、他の事項については女性に労働強化のみが課され女性にとってメリットが無い状況になる可能性もあるので、配慮が必要である。

また女性が新しいビジネスを始める場合には、女性に所有権が認められていないことや、クレジットへのアクセスが限られていることなどが障害となることもあり、女性のビジネスを支援するのであればこれらを含めた総合的な取り組みが必要である。

○労働環境の改善

- ・部屋が明るくことで家事を容易にし効率を上げ女性の家事負担を軽減できることから、電灯を設置する。
- ・女性の労働負担を軽減するような基礎的インフラ（ポンプ、脱穀機等）を整備する。
- ・女性の薪拾いの労働負担を軽減するように、太陽光調理器を設置する（結果的に薪炭材取得による森林劣化の防止につながる可能性もある）。

○女性は小規模な商店経営、農産物販売、手工芸品販売等の商業活動を行なっている場合が多い。一方、「ナ」国では首都・州都においても固定電話の回線は不完備であり携帯電話利用が主流であり、通信手段として携帯電話は重要である。女性の携帯電話利用が進行することにより彼女らが事業拡張、新商品開発等のための有用な情報を得ることが可能となる。

○太陽光発電による搾油機、太陽熱乾燥器等の利用によって、女性による食品加工を振興する。

(2)教育

女子の教育を妨げる要因としては、貧困と社会文化的な慣習に基づく無理解や差別が最も深刻なものとして存在する。したがって、その状況を改善することが根本的課題であるが、現状においても以下の可能性がある。

○女性のための識字教育、職業訓練など公式な教育以外の教育が行なわれる場合、それらは通常夜間に行なわれるため、教室内の電灯により学習が効率的に行なえる。また街路灯により夜道を安全に歩けることが、女性の助けとなると考えられる。

○「ナ」国には全国で約 500 か所の女性センターがある。ここでは女性のための識字教育、洋裁・編物・ケータリング・石鹸作り・食品加工等の訓練が行なわれている。女性センター運営の問題点として、施設・機材の不備、教官の不足、予算不足、人々のジェンダー問題への無理解等が挙げられている。他にも重大な問題が多いが、女性センターの電化により電灯や扇風機が利用可能となることは、施設の不備の問題点のひとつを解決することになる。

(3)保健・医療

2.1 に述べたように「ナ」国の保健・医療サービスの不備や質の低さは問題である。このような背景の中で以下の可能性が見込まれる。

○村落のクリニックに電灯を設置することで、保健・医療サービス、出産が現状よりも適切に

行われる。

- 村落のクリニックでは現在医師や看護師が常駐していない場合が多いが、その理由のひとつとして医師らが職場環境の劣悪さを挙げている実情がある。電灯やワクチン保存用冷蔵庫の設置により労働条件を改善することで、医師らの常駐を可能にできる可能性がある。
- 農村地域では現在ほとんどの家庭で光源として灯油ランプが（イモ州ではパーム油ランプも）使用されているが、これは目や呼吸器系に悪影響があると言われている。一般に女性は在宅時間が男性より長いのでその影響を受け易い。ランプを電灯に替えることでこのような弊害を防止することができる。

(4)情報

様々な分野の情報は女性の能力や生活の質の向上に不可欠である。女性は、経済活動（適正技術、マーケティング、雇用等）、教育（インフォーマル教育の実施等）、健康（母子保健、家族計画等）に関する情報を必要としている。「ナ」国女性省のスタッフによれば、特に女性は識字率の問題もあり印刷物を配布してもそれを読まないため、普及効果があるのは知人またはラジオからの情報とのことである。

未電化村落の住民は自分たちが情報の届きにくい世界にいることを認識している。ラジオは既に多くの世帯で使われているが、映像を伴うテレビの情報はインパクトが大きいためテレビでの情報取得を望む人が多い。

- 現在、大部分の人がラジオを所有し乾電池により使用しているが、電化によるその利用機会の増加と、テレビの利用開始が期待できる。その際に、例えば女性省による女性支援の取り組みや、海外のジェンダー事情を知ることにより男女双方のジェンダー意識の向上が見込まれる。
- オンド州、イモ州では専門的な職業に就いている女性も多く、イモ州では女性の英語識字率も高い。したがってコンピュータ等の機器設置と利用者のための講習というハード、ソフト両面の整備が行われれば、女性がインターネットを日常的に利用できるようになる可能性がある。

3.3 配慮すべき事項

(1) 実際的ニーズから戦略的ニーズへ

ジェンダーという視点からの開発計画策定に大切なことは、女性の2種類のニーズを区別することである。1つ目の実際的ニーズは水、医療、雇用のような生活上の不足に関わるニーズである。他方の戦略的ニーズは女性の従属的地位から生じるニーズであり、営んでいる生活により具体的内容は異なるが、ジェンダーによる分業、権力や支配に関係しており、法的権利、家庭内暴力、男女同一賃金、身体の自己管理に関わるニーズ等である。GADアプローチが目指すものは、男女の既存の役割分担や、女性を従属的立場に追いやりジェンダー格差を生み出している既存の社会・政治・経済の構造を変えていくことにあり、これは戦略的ニーズを満たすことに相当する（出所：JICA「課題別指針 ジェンダー主流化・WID」）。

一方、前掲の‘Gender Equity and Renewable Energies’の論文では、電化と女性のニーズについて、「実際的ニーズ」、「戦略的ニーズ」の中間に収入向上等の新規活動に関する「生産的ニーズ」を加え3段階に分けて記述している（表1-15）。

表 1-15 電化と女性のニーズへの合致の例

1. 実際のニーズ Practical Needs	2. 生産的ニーズ Productive Needs	3. 戦略的ニーズ Strategic Needs
<ul style="list-style-type: none"> -Pumping of water supplies :reducing the need to haul carry -Mills for grinding -Lighting to improve working conditions at home 	<ul style="list-style-type: none"> - Increase possibility of activities during evening hours - Provide refrigeration for food production and sale - Power for specialized enterprises such as hairdressing and internet cafes 	<ul style="list-style-type: none"> - Make streets safer allowing participation in other activities (e.g. evening classes and women’s group meetings) - Opening horizons through radio, TV and internet

出所：Clancy, Skutsch and Batchelor (2003)

2.3 で述べた村落で聴取された女性へのメリットは、当然のことながら現在の生活の視点から発しており、ほとんどが実際のニーズである。女性の実践的なニーズを満たすことは生活水準の向上に必要なことであるが、それだけでは現在の女性の従属的で不利な位置を変えることはできず性別による労働分担を強化するだけである。一方、戦略的なジェンダーの関心・ニーズは、女性自らが、従属的な位置にあることを気付かせ、性別による役割分担の変化、法的権利、家庭内暴力の解消、同一賃金等へつなげる可能性がある。しかし女性自身が差別されていることに気付かないため、そのための機会を作っていくことが必要であろう。その観点から見ると実際のニーズと戦略的ニーズは全く別のものでなく、むしろ連続していると捉えられるべきである。実践的な女性のニーズについて話をするのが、ジェンダーの不平等に気付く始点であり、そこから戦略的ニーズも創造されていくと考えられる。

教育はジェンダー主流化に最も重要な事項の一つであり、戦略的ニーズとしても位置付けられると考えられる。例えば教育を受けた母親はその技術を活かして収入を得ることが多く、子供の保健衛生や教育に投資する割合も高く、女性の教育レベルと乳幼児死亡率の間には相関関係があることが明らかにされている（世界人口白書 2000）。すなわち教育が経済活動、保健等の分野にも影響を及ぼすということである。このことは「ナ」国の未電化村落の女性にもあてはまり、したがって「ナ」国においては、電化が女性の教育に利用されることは非常に重要である。

(2)国レベルの取組み

前述の教育の改善も含め、ジェンダー問題の解決のためには国レベルの取り組みが必要であり、そこでは女性省が中核となることが適切であろう。女性省担当者からの聞き取りによれば、夜間に行なわれる女性識字教室の電化、そこへ至る道路への街路灯の設置等は女性の能力向上に寄与するとのことであり、また教育部門だけでなく女性による家庭内小工業の電化にも期待したいとのことであった。地方電化庁（REA）と連携してそのような取組みを行なっていくことにも関心が示され、そのために必要な過程としての REA との対話、公式文書作成等を経て、正式な政策策定へつなげていくことが可能であるとのことである。

長期的には、エネルギー関連の全省庁でエネルギー政策に関与する女性の参加を増やすこと、ジェンダー配慮のできる男性を増やすことも必要であろう。

(3)コミュニティレベルでの取組み

国レベルで取り組むべき課題が多い中で、コミュニティレベルでできる取り組みとして以下が挙げられる。それらのコミュニティレベルの行動の集積が、国全体のレベル向上につながる可能

性もあり、このようなボトムアップによるアプローチも有効であると考えられる。

○自らの生活に影響を与える援助政策の策定やプロジェクトの計画や実施段階において、男性と女性が同等に意思決定プロセスに参加できるよう配慮を行う。例えば、村落で PV の維持管理組織形成の際には女性メンバーを加え、さらに維持管理のための訓練では女性も対象とする。これには 2 つの利点が期待できる。1 点目は上述のグアテマラの例に見るように、女性の意識を向上させるということである。2 点目は、例えばクリニックの電化にあたって、実際にクリニックへ子供を連れていくことが多い女性は、そこへ至る道路の街路灯設置の必要性にも気付くであろう。利用者の視点に立った計画作りという点からも、生活者としての女性の視点を加えることは計画の質の向上に有意義である。

○ジェンダーとエネルギー問題についての知見を深める方法として既存のネットワーク利用を提言したい。ENERGIA はジェンダー、エネルギー、持続可能な開発という問題に取り組む個人とグループを結ぶ国際ネットワークであり、特にエネルギーという視点から女性のエンパワーメントに貢献することを目指している。1995 年に設立され、アフリカ、アジア、中南米、豪州、欧州、北アメリカで活動している。現在の活動の柱は、1) 意志決定者、研究者を含む関連する人々のキャパシティ・ビルディング、2) ケーススタディ等の調査研究とその内容の広報、3) 政策決定者・計画者への提言と助言である。ジェンダーとエネルギー問題の理解や解析のための訓練ツールもそのホームページで公開され利用可能である。活動拠点は、「ナ」国内ではラゴスの Friends of the Environment (FOTE)、アフリカ全体ではガーナ、セネガル等十数か所あり、国内のみならず他国とも情報交換が可能である。州政府、地方政府、NGO 等がこのネットワーク利用を通じて、ジェンダーに配慮した PV 電化を推進していくことが望まれる。

(4) 薪拾いの負荷への対応

途上国において女性が多くの場合、過酷な労働である薪拾いに従事しているということは周知の通りであり、本件調査においてもジガワ州のほぼ全域とオンド州の少数の村を除いては、薪拾いは女性の仕事とされている。この労働によって生じる女性の健康上の問題を解決することだけでなく、この労働に用いていた時間を情報収集、他の創造的な仕事、勉学、レクリエーション等に振り向けられる可能性があるという点でも、薪拾いの負担軽減は女性にとって有意義である。

本調査団の調査結果から、村落で家庭の灯り用には灯油、調理用には薪が利用されていることが判明した。したがって家庭 PV 電化では薪拾いの負担軽減の達成は不可であるが、太陽熱調理器の導入によれば薪の消費を削減できる可能性がある。したがってソコト及びヌスカのエネルギー研究所で、安価で実用的な太陽熱による乾燥器・調理器の開発が望まれる。この場合、3.1 に述べたケニアの事例等を参考に、実際に利用する女性たちの参加のもとに開発することが重要である。太陽熱調理器には制約が多いことから、これによって全ての薪の利用が代替されることは無くその利用は限定的にならざるを得ないであろうが、女性の健康問題を含めた薪拾いによる負担を軽減するために開発を検討していく価値はあると思われる。

参考資料：

- 外務省ホームページ「ジェンダーと開発 (GAD) イニシアティブ」
- JICA「課題別指針 ジェンダー主流化・WID」平成 14 年 8 月
- 甲斐田きよみジェンダー専門家「専門家業務完了報告書」2006 年 6 月
- Institute for Developing Studies 'Engendering Resettlement and Rehabilitation Policies and Programmes in India'
- Federal Ministry of Women Affairs 'Nigeria 6th Country Periodic Report on the Implementation of

CEDAW' July, 2006

- Women's Rights Advancement and Protection Alternative (WRAPA) Nigeria 'Gender Mainstreaming & Future Challenges towards Gender Equality in Nigeria' March 2006
- Joy Clancy 'Gender Equity and Renewable Energies', February 2004
- Solar Electric Light Fund (SELF) 'Final Report- Village Electrification Project in Jigawa State'
- ENERGIA ホームページ : <http://www.energia.org>

第2章 人間の安全保障

1. 人間の安全保障とは

1.1 人間の安全保障に係る考え方

「人間の安全保障」という概念が重視されるようになった背景には、経済のグローバル化と国際社会の相互依存が強まるとともに、貧困やテロ、紛争、環境破壊、エイズなどさまざまな脅威が国境を越えて拡大してきたということがある。これらの脅威に対応するには、従来の、国家が国民と国境を守るという「国家の安全保障」の枠組みだけでは難しく、それを補うものとして個々の人間に着目した「人間の安全保障」という考え方が生まれた。1994年に国連開発計画（UNDP）の「人間開発報告書」に登場して以来、さまざまな場に取り上げられるようになった。特に重要な契機となったのが、2000年の「国連ミレニアム・サミット」であり、アナン国連事務総長が、貧困・教育・医療などの「欠乏からの自由」と、紛争や抑圧などの「恐怖からの自由」という2つの目標を21世紀の最優先事項とすべきと提案し、これを受けて、こうした脅威から人々を守る取り組みを強化する基本概念として「人間の安全保障」が位置づけられた。

そしてこの概念を推進し、具体的な行動計画を提示するため、日本の呼びかけで2001年に創設されたのが「人間の安全保障委員会」である。緒方貞子・現JICA理事長と、アマルティア・セン現ハーバード大学教授が共同議長に、世界中の10人の有識者が委員に就任し、特に紛争と開発の2分野で研究・協議を重ね、2003年5月最終報告書を発表した。その後その活動は「人間の安全保障諮問委員会」に引き継がれた。さらに2004年9月には、国連人道問題調整事務所（OCHA）内に「人間の安全保障ユニット」が設置され、諮問委員会の活動や基金の運営を通じて、「人間の安全保障」が国連の活動に反映されるよう取り組んでいる。

人間の安全保障委員会がまとめた最終報告書「Human Security Now」では、「人間の安全保障」は「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」と定義され、生存・生活・尊厳を確保するためには人々の保護（プロテクション）と能力強化（エンパワーメント）の戦略が必要とされている。提言の要旨は次の10点である。

1. 暴力を伴う紛争下にある人々を保護する。
2. 武器の拡散から人々を保護する。
3. 移動する人々の安全確保を進める。
4. 紛争後の状況下で人間の安全保障移行基金を設立する。
5. 極度の貧困下の人々が恩恵を受けられる公正な貿易と市場を支援する。
6. 普遍的な最低生活水準を実現するための努力を行う。
7. 基礎保健医療の完全普及実現により高い優先度を与える。
8. 特許権に関する効率的かつ衡平な国際システムを構築する。
9. 基礎教育の完全普及によりすべての人々の能力を強化する。
10. 個人が多様なアイデンティティを有し多様な集団に属する自由を尊重すると同時に、この地球に生きる人間としてのアイデンティティの必要性を明確にする。

日本政府は、2003年8月に定めた新ODA大綱で、この「人間の安全保障」の概念を取り入れたODAの実施を謳っている。2005年2月に策定した新しいODA中期政策では、「人間の安全保障」を「ひとりひとりの人間を中心に据えて、脅威にさらされ得る、あるいは現に脅威の下にある個人及び地域社会の保護と能力強化を通じ、各人が尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを

目指す考え方である」と定義し、「開発支援全体にわたってふまえるべき視点」として位置づけた。

人々の脅威について、同政策では、紛争、テロ、犯罪、人権侵害、難民の発生、感染症の蔓延、環境破壊、経済危機、災害といった「恐怖」や、貧困、飢餓、教育・保健医療サービスの欠如などの「欠乏」を挙げている。これらをふまえた上で「人間の安全保障」の考えとは、人々が安心して生活できるような社会づくりを行うための枠組み、といえよう。

1.2 他ドナーにみる人間の安全保障

1) 国連(United Nations)

国連は、全活動が「人間の安全保障」に主眼を置いているともいえるが、特に以下の組織がこの課題の中心的役割を果たしている。

- ・国連人道問題調整事務所 (OCHA) : 2004年9月に新たに「人間の安全保障ユニット」が設置され、「人間の安全保障」が国連の活動に反映されるよう取り組んでいる。
- ・国連児童基金 (UNICEF) : 難民や非難民の多くは女性・子供であり、彼らに対して水、衛生、学校設立、投薬等の援助を実施している。また紛争地域における停戦調停にも取り組んでいる。
- ・国連開発計画 (UNDP) : 自然災害に対する緩和策実施、予防などをおこない、緊急時には復旧・救済の調整を行なっている。
- ・国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) : 難民の救済と支援を行なっている。
- ・国連世界食糧計画 (WFP) : 天災・人災による被災者に、食糧とその輸送手段を供給しており、迅速かつ自立を助ける支援を目指している。
- ・国連食糧農業機関 (FAO) : 食糧危機の早期警告、食糧供給問題の把握を実施している。

2) 世界銀行(The World Bank)

貧困削減を重要な政策のひとつとしており、各国の貧困削減戦略文書 (PRSP) の作成を支援している。貧困削減の作成は以下の2点を含む5原則に依っている。

- ・PRSPは、貧困層に便益をもたらす結果に焦点をあてること。
- ・貧困とは単なる収入の不足ではなく生活を決定づける機会・安全・決定権の不足であることから、貧困削減には総合的なアプローチが必要であることを認識すること。

この考え方は人間の安全保障に基づいていると見ることができる。

3) 米国国際開発庁(USAID)

USAIDは取り組む分野として農業、教育等8分野を挙げているが、そのうちのひとつは人道的支援である。その内容としては、災害時の復興支援のほかに、農村コミュニティにおける食料確保の支援や栄養・保健に関する教育等がある。またプロジェクトに横断的課題のひとつとして紛争や暴力のマネジメントも挙げられている。

4) カナダ国際開発庁(CIDA)

CIDAの援助対象分野は、保健、基礎教育、ガバナンス(政策改革、公共セクター改革等)、民間セクター育成、環境、ジェンダー等である。民間セクター育成以外は、人間の安全保障と関連の深い分野となっている。

5) 英国国際開発省(DFID)

DFIDは政府のミレニアム目標として8分野を挙げている。この中で特に、貧困・飢餓、教育、ジェンダー、幼児死亡率、母子保健、HIV/AIDS等疾病、環境の7分野は、人間の安全保障に非常に密接に関連がある。特に人間の安全保障という文言は用いていないが、全体としてこれに主眼を置いたものとなっている。

6) ドイツ技術協力公社(GTZ)

GTZ は取り組む分野として農村開発、経済開発・雇用、環境、インフラ、グッド・ガバナンス、社会開発などを挙げている。これらにも人間の安全保障に関連の深い分野が含まれているが、さらに横断的テーマとして、ジェンダー、危機予防、エイズ対策、緊急援助、貧困、食料保障等があり、これらが全て人間の安全保障に不可欠な事項となっている。

7) スウェーデン国際開発協力庁(SIDA)

SIDA が取り組む分野として 8 分野を挙げているが、その中では、貧困削減、教育・保健、自然資源・環境、人道支援、人権・民主主義等人間の安全保障との関連が深い分野が多い。また例えば貧困削減の分野では、経済成長を通じての貧困削減を目指しているためその中にはインフラ、ICT 等が含まれているが、そこでは組織・制度の改善等ソフト面に重点が置かれていることに特徴がある。またキャパシティ・ディベロップメント、汚職対策等も主要な分野として位置づけられている。

8) 国際協力機構(JICA)

JICA においては、「人間の安全保障」の考え方を事業の実施に際して、常に念頭に入れるべきものとしている。その実践は画一的なものではなく、それぞれの国・地域の人々が置かれた多様な状況に応じたきめ細かな対応が必要であると考えられている。全てのプログラム・プロジェクトに横断的にこの考え方を適用するという姿勢に特徴があるといえる。JICA では人間の安全保障の実践を進めるために、7つの視点をふまえた援助を目指している。

1. 「人々」を中心にすえ、(国ではなく) 人々に確実に届く援助
2. 開発途上国の人々を、援助(保護)の対象としてだけでなく、将来の「開発の担い手」ととらえ、そのために人々の能力強化(エンパワーメント)を重視する援助
3. 社会的に弱い立場にある人々、生命や生活・人間としての尊厳が危機にさらされている人々、あるいは危機にさらされる可能性の高い人々に対して、真に役に立つ援助
4. 「欠乏からの自由」(貧困状態から脱却すること)、「恐怖からの自由」(紛争や災害などの脅威、ショックから逃れること)の双方を視野に入れた援助
5. 人々の抱える問題を中心にすえ、問題の構造を分析した上で、その問題の解決のために、さまざまな専門的知見を組み合わせる総合的に取り組む援助(マルチセクター・アプローチ)
6. 開発途上国の「政府」(中央政府、地方政府)レベルと、「地域社会・人々」レベルの双方にアプローチし、その国や地域社会の持続的発展に寄与する援助
7. 途上国におけるさまざまな関係機関・人々(援助国、外部コンサルタント、NGO など)との連携を図ることによって、より大きな効果をめざす援助

2. 地方電化と人間の安全保障

2.1 人間の安全保障7つの視点と地方電化

上述のように JICA は人間の安全保障のための7つの視点を踏まえている。それぞれの視点と地方電化の関連を考察する際、地方電化それ自体が既に人間の安全保障という観点に適合しているもの（グループ1と分類：視点1、3、4）と、プロジェクトを計画・実施する際にその視点に沿うべく配慮を求められるもの（グループ2と分類：視点2、5、6、7）とをまず区別する必要がある。グループ2の配慮が十分に行われることで、地方電化は人間の安全保障という観点から当該国の開発に十分資するものであると考えられる。

表 2-1 人間の安全保障7つの視点と地方電化

	安全保障の視点	地方電化との関連
グループ1		
1	人々を中心に据え、人々に確実に届く援助	電気は、食料、水、教育、保健等 BHN へのアクセスを支援するものである。さらに収入向上、教養娯楽等の面で人々の生活の質の向上を可能とするものであり、人々が中心となっている。
3	社会的に弱い立場にある人々、生命、生活及び尊厳が危機に晒されている人々、あるいはその可能性の高い人々への裨益を重視する援助	電気の無い生活を強いられる人々はまさに社会的弱者であり、その生活は危機に晒されている。地方電化はその人々の裨益を重視するものである。
4	「欠乏からの自由」と「恐怖からの自由」の双方を視野に入れた援助	電気の無い生活は、BHN へのアクセスが制限され、便利さ・快適さからは無縁の上に、サソリ、ヘビ等の外敵、健康への悪影響などの恐怖に満ちており、電化はこれらからの脱却である。
グループ2		
2	人々を援助の対象としてのみならず、将来の「開発の担い手」と捉え、そのために人々の能力強化を重視する援助	本件調査では、パイロットプロジェクトでPVシステムの維持管理を村落組合が実施できるようにし、またM/Pでは村落組合の形成・能力強化について提案した。 一般的には、援助側は、受益者が責任を持って担う役割を明確にすると共に、そのための支援体制作りが必要である。
5	人々の抱える問題を中心に据え、問題の構造を分析したうえで、その問題の解決のために、様々な専門的知見を組み合わせる総合的に取り組む援助	本件調査では、当該地域の電化の進行状況、技術面、財務面、村落住民の家計・要望等から最も適切と考えられる方法を提案した。 一般的には、政策、技術、財務、社会開発、環境等の専門知見を総合することが必要である。
6	「政府」のレベルと「地域社会・人々」レベルの双方にアプローチし、当該国・地域社会の持続的発展に資する援助	本件調査では、連邦政府の既存電化計画に適合させつつ、地方政府と村落の現状・人々の要求を踏まえながらM/Pを作成した。 一般的には、国レベルというマクロの視点と、村落レベルというミクロの視点双方からの考察が必要である。
7	途上国における様々なアクターや他のドナー、NGO 等と連携を図ることを通じて、より大きなインパクトを目指す援助	本件調査は、連邦政府、州政府、地方政府、NGO、企業、研究施設等との連携のもとに進められ、M/Pの中でさらなる連携を提案している。 一般的には、援助する側は協力・役割分担について常に他アクターに働きかけをすることが必要である。

2.2 レベル別、分野別にみた人間の安全保障と電化

太陽光発電による裨益は、レベル別・分野別に以下のようにとらえることができるが、これらはいずれも「人間の安全保障」の具体例であると捉えることができる。

表 2-2 レベル別・分野別の太陽光発電による裨益

	健康、安全、環境	教育、通信、情報	生計、経済
個人・世帯レベル	従来の灯油ランプを電灯に代替させることにより、煤を出さないことによる室内環境の改善、火傷や火災の防止に役立つ。	家庭において、夜間の学習、ラジオによる情報取得等が可能となる。	収入増加が見込まれる(商店の営業時間延長、夜間の生計向上活動等)。
地域社会レベル	公共施設の照明、医療施設でのワクチン等の冷蔵保存等による医療・保健の向上等、BHN 充足や生活の質向上が見込まれ、都市の発展から取り残されつつある地方を対象とした社会開発の手段の一つとして位置付けることができる。	夜間成人教育の充実により教育レベルの向上が期待される。	農産物加工(精米、ナッツ類の乾燥等)による付加価値等により地域経済の活性化を図ることが期待される。
国レベル	化石燃料は枯渇、価格暴騰、政治的な理由による入手困難等の可能性があり、水力発電は今後の気候変動により降雨減少による発電量低下もありえる。一方、太陽光というエネルギーは無償であり無限である。危機管理の一環としての電源の多様化という意味も有する。	ラジオ、テレビの使用拡大により地方における情報格差拡大の解消が期待できる。	農業セクターの問題点の1つとして農村から都市への人口移動がある(出所:NEEDS)。移動には仕事探し、収入向上の希求等様々な目的がありうるが、電化による農村の生活の質向上、雇用機会の増大が、人口移動の歯止めの1つとして寄与できる可能性がある。
地球レベル	エネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出量削減は、電力分野での途上国支援において重要な課題である。発電に伴う二酸化炭素の排出を低減できる太陽光発電の推進は、人類全体という広い視野から見た安全保障である ¹⁾ 。		

¹⁾ 太陽電池、石油火力発電それぞれによるCO₂排出量は以下のように算出されている(出所:太陽光発電協会ホームページ)

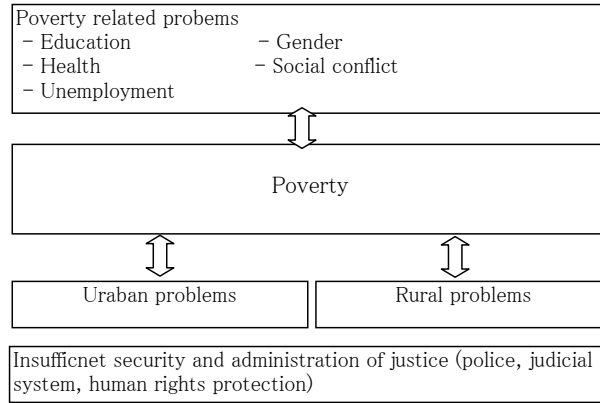
太陽電池のCO₂排出量 : 約 20g/kWh

石油火力発電のCO₂排出量: 約 200g/kWh

3. 「ナ」国における人間の安全保障

3.1 人間の安全保障への脅威

「ナ」国において深刻な貧困、失業、紛争等の問題は、人間の安全保障の脅威となっている。これらには以下の事項があり⁷、これらの関連を図化したのが図 2-1 である。



出所：NEEDS をもとに調査団作成

図 2-1「ナ」国における人間の安全保障への脅威

(1) 貧困に関連した問題

1) 教育

小学校就学率は、男児 64.0%、女児 60.4%、いずれかの言語の読み書きができるという定義のもとでの成人識字率は男性 73.0%、女性 55.4%に留まっている。

2) 保健

安全な飲み水が利用可能である人口は全体の約半数に過ぎない(農村では 40%、都市では 80%)。また 500 万人以上が HIV/AIDS に感染しており、この状況はいつか爆発する時限爆弾に例えられている。子供の健康状態にも問題が多く子供の 30%は低体重であり、40%の子供はワクチン接種を受けたことが一度もない状況にある。

3) 失業

失業率は農村では 12.3%、都市部で 7.4%であり社会問題となっている。

4) ジェンダー

女性は、一般に男性より教育を受ける機会が少ないことにより失業にもさらされやすい。また伝統的な所有権や相続方法等が原因で、寡婦は財産を持たない状態にあり貧困に陥ることが多い。女性への差別は、彼女たちが経済開発にその能力を十分発揮することを妨げており社会にとっても損失である。

5) 社会的紛争

各地で起こる社会的紛争は、それにより直接影響を受ける地域のみでなく、紛争により国内移住を余儀なくされた人々が流入する地域にも貧困を招く。また実際の紛争のみでなく紛争が起こり得るとい状況が、国内外の投資を妨げる要因となっている。

⁷ 出所：National Economic Empowerment and Development Strategy (NEEDS) 2004

(2) 貧困

貧困の主な要因として以下が挙げられている。

1) 製造業の問題

特に製造業における投資と技術刷新が十分でなく、これが非農業セクターの労働力吸収を妨げており、都市の貧困の悪化に関連している。

2) 収入の配分

収入の格差拡大が貧困者を生み出す要因となっている。経済成長が公共セクターの管理部門で働く人々に多くの便益をもたらすしくみとなっていること等の問題がある。

3) 脆弱なガバナンス

経済成長の可能性が汚職に関わる費用により妨害されてきた。また過去の貧困削減対策がほとんど効果を上げなかった要因のひとつとして脆弱なガバナンスがある。

(3) 都市の問題

現在、都市化は年 5.3% の速度で進行しこれは世界的にみても最も早いペースに属する。人口増加は、都市の限られた資源への圧力であり、雇用機会・住居の供給問題を生み出している。さらにスラム形成、犯罪、環境悪化等の問題が生じている。

(4) 農村の問題

農村には全人口の 70% が居住しているが、以下の要因等により貧困が深刻である。

- ・生産、収入、雇用機会の季節変動
- ・社会的・経済的インフラの不足
- ・教育を受けた労働力の都市への流出
- ・クレジット、農薬、農業改良普及サービス、新規技術を得る機会が限られること等による低い農作物生産性

また農村の人々は平均して水と薪の取得のために 1 日約 1 km の道程を歩きそのために約 1.5 時間をそのために費やしていると算出されており、これは生活上大きな負担となっている。

(5) 警察と司法機関

「ナ」国における安全は、地域によっては貧困の増大、収入の格差拡大、社会的価値観の崩壊等によって低下し、不正、社会不安が問題化している。しかし市民の安全や人権を守る立場にある警察・司法機関等が、人員・技量の不足、不十分な資金、低質な設備・機器等により十分能力を発揮できる状況にないことが問題である。

3.2 「ナ」国政府の取組み

「ナ」国は、経済再生の新しい取組みをうたう国家戦略として経済向上開発戦略(National Economic Empowerment and Development Strategy: NEEDS)を打ち出しているが、その中では 3.1 にあげた安全保障への脅威を十分認識し、その上で、図 2-2 に示す 3 つの柱から成る戦略を策定している。

Empowering People Health, Education, Environment, Rural development, Housing development, Employment, Youth development, Safety nets, Gender and geopolitical balance,	Promoting Private Enterprise Security and rule of law, Infrastructure, Finance, Sectoral strategies, Privatization and liberalization, Trade, Regional integraion, and Globalization	Changing the way the Government does its work Public sector reforms, Governance, Transparecy and anticorruption, Service delivery, Budget, and Expenditure reforms
--	---	--

出所：NEEDS

図 2-2 NEEDS の戦略を形成する 3 分野とその内容

3.3 「ナ」国における人間の安全保障

以上のように、「ナ」国政府は人間の安全保障という文言は使っていないものの、その開発戦略（NEEDS）はこれに配慮したものとなっている。今後は、例えば就学率の上昇等の形で人間の安全保障への脅威は改善されていくと考えられるが、その時点では新たに異なる分野の脅威が生じることは十分予想される。これは先進国と言われる国々でも同様である。したがって、「ナ」国においても、「人間の安全保障」という考え方そのものを取り入れ、今後はこの観点からも国の現状を分析し、開発の計画・戦略を作成していくことが望まれる。このことによって人間の安全保障が、どの時点においてもより確実に確保されていくことが期待されるからである。

一方、地方電化は、前述のように人間の安全保障への取り組みの一つと捉えることができ、人々からの期待も大きくその貢献度も高い。今後の地方電化の推進に当たっても、人間の安全保障であるという位置付けの中で行なっていくことが重要である。

参考資料：

- JICA ホームページ
- 各ドナーホームページ
- National Economic Empowerment and Development Strategy (NEEDS) 2004